

令和6年度  
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料

# 有料老人ホームの安定的かつ継続的な 運営の確保の徹底について

兵庫県福祉部高齢政策課  
介護基盤整備班(高年施設担当)



Check!

## 令和6年9月、他都県の住宅型有料老人ホームにおいて、入所者の処遇に不利益が生じる事案が発生！

給料の未払いにより職員が一斉に退職したことで、入居者へのサービス提供が行われず、入居者全員が短期間に施設からの転居を余儀なくされました。

→この事案を受け、**令和6年11月7日兵庫県福祉部高齢政策課長通知「有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について」**が発出されています。（以下、抜粋）

今般、同一法人が運営する東京都足立区等全国4ヶ所に所在する住宅型有料老人ホームにおいて、本年9月に給料の未払いにより職員が一斉退職したことで、入居者へのサービス提供が行われず、入居者全員が短期間に施設からの転居を余儀なくされる事案が発生したことを踏まえ、令和6年10月18日付け厚生労働省課長通知において、「有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について」が発出されました。このような事案が発生すると、入居者の処遇などに多大な影響が生じることとなりますので、各有料老人ホームの設置者におかれては、事業計画についてご確認をいただき、安定的な事業運営に努めていただきますようお願いいたします。

有料老人ホームの運営にあたっては、入居率や資金計画・収支の状況、職員配置等、事業の継続性等について、当初の事業計画と乖離がある場合には、早急に専門家への相談を行うことなどにより、事業の改善を図るよう努めてください。

また、万一、有料老人ホームの休止や廃止が予想される場合は、早期に所在地の市町高齢者福祉担当課、兵庫県の各健康福祉事務所監査指導担当課に相談いただき、現在、入居中の利用者や家族への説明や転居の受け入れ先を検討するなど、利用者への処遇に支障が出ないように対応してください。

【参考】 兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針 抜粋

## 第8章 事業収支計画

### 1 計画策定にあたっての留意事項

立地条件、事業方式、施設内容、サービス内容、要員、入居対象者等を勘案した当該有料老人ホームの基本的な方針及び運営内容を確認すること。

(略)

### 4 資金収支計画及び損益計画

次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。

- (1) 長期安定的な経営が可能な計画であること。
- (2) 最低30年以上の長期的な計画を策定し、少なくとも3年ごとに見直すこと。
- (3) 借入金の返済に当たっては、資金計画上無理のない計画となっていること。
- (4) 適切かつ実行可能な募集計画に基づいていること。
- (5) 長期推計に基づく入居時平均年齢、男女比、単身入居率、入退去率、入居者数及び要介護者発生率を勘案すること。
- (6) 人件費、物件費等の変動や建物の修繕費等を適切に見込んでいること。
- (7) 前払金（入居時に老人福祉法第29条第9項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。
- (8) 常に適正な資金残高があること。

### 5 開設後の経営

- (1) 流動性、収益性、安定性、資金関係等の観点から単年度の財務内容が適正であること。
- (2) 単年度の財務諸表が、資金収支計画、損益計画と比較して乖離がある場合には、その原因を解明し、必要な措置を講ずること。
- (3) 事業収支計画は、少なくとも3年毎に見直すこと。
- (4) 余剰金は適切に留保すること。
- (5) 資金を運用する際は、安全確実な方法を選択すること。特に、一時金の返還債務相当額については、元本が保証されており、制度的にも保証制度が存在する方法を選択すること。

### 6 経理・会計の独立

有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている経営主体については、当該有料老人ホームについての経理・会計を明確に区分し、他の事業に流用しないこと。

 兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針が改正されます！

Check!

**主な改正点**

( ) 内に改正後の県指針における該当箇所を明記

○戸建て住宅等を福祉施設として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととする旨を追加。(第5章2(2)、P10-11)

○協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等について、指定特定施設等と同様の措置を求める内容を追加。(第7章6(1)～(4)、P15-16)

○高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を規定。(第10章5(8)、P27)

○重要事項説明書の改正(R6報酬改定内容に合わせた加算の修正、医療連携の内容について項目の追加、老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正が行われたことを踏まえた改正)

(指針の掲載先) 兵庫県HP <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/announcement.html>